岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、コミュニティづくりを推進するためにコミュニティ集会所の借り上げを行う地域住民の自治組織に対し、予算の範囲内で岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、10世帯以上で構成される地域住民の自治組織とする。

（補助対象事業等）

第３条　補助の対象となる事業は、補助対象団体が地域住民の集会や各種グループのコミュニティ活動を行う場として多目的に利用する施設（以下「コミュニティ集会所」という。）を借り上げ、当該施設においてコミュニティづくりを推進する事業（以下「事業」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、借り上げたコミュニティ集会所が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

⑴　補助対象団体が自身の活動のために継続して使用するものでない場合

⑵　補助対象団体自身が管理を行うものでない場合

⑶　コミュニティづくりのために必要な広さ又は機能を備えていない場合

⑷　宗教法人、学校法人等の所有に係る場合

（補助対象経費等）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体が事業を実施するためにコミュニティ集会所を借り上げる際に必要となる経費とする。ただし、コミュニティ集会所の借り上げについて、補助対象団体における総会等の承認を得た上で賃貸借契約を締結し、借り上げる場合に限る。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費に含めないものとする。

⑴　賃貸借契約を締結する上で必要となる敷金、権利金その他これらに類する経費

⑵　借り上げたコミュニティ集会所に係る建物修繕費、共益費その他の維持管理費

⑶　土地の借り上げに係る経費

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額とし、１会計年度当たり24万円を限度とする。

２　年度の途中において新たに賃貸借契約を締結し、又は解約した場合においては、実際に借り上げた月数（以下「実借り上げ月数」）に応じた補助対象経費の２分の１の額とし、24万円に実借り上げ月数を乗じ、12で除して得た額を１会計年度当たりの限度とする。この場合において、実借り上げ月数のうち、１か月に満たない月については、これを切り捨てるものとする。

３　前２項の規定により得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）は、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

⑴　団体規約及び役員名簿

⑵　団体活動計画表

⑶　コミュニティ集会所の賃貸借契約書の写し

⑷　コミュニティ集会所の位置図、平面図及び写真

⑸　コミュニティ集会所の借り上げについて総会等の承認を得たことを証する書類

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　補助金の交付の申請は年度ごとに行い、同一の補助対象団体に対する同一のコミュニティ集会所に係る補助金の交付は最初の補助金の交付の年度から15年間を限度とする。

（交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、第１項の規定による審査により適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第８条　交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助事業に変更があったときは、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金変更交付申請書（様式第４号）に次に掲げる書類（変更のあったものに限る。）を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

⑴　コミュニティ集会所の賃貸借契約書の写し

⑵　コミュニティ集会所の位置図、平面図及び写真

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定の変更等）

第９条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で適当であると認めたときは、補助事業の変更を承認し、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により補助団体に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査により適当でないと認めたときは、補助事業の変更を承認しないことを決定し、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金変更不承認通知書（様式第６号）により補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　補助団体は、補助事業が完了した日から起算して15日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月31日のいずれか早い期日までに岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出

するものとする。

⑴　コミュニティ集会所借上利用状況報告書（様式第８号）

⑵　コミュニティ集会所の借り上げに係る領収書の写し

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金確定通知書（様式第９号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　前条の通知を受けた補助団体が補助金の請求のために市長に提出する書類は、岩国市コミュニティ集会所借上事業費補助金請求書（様式第10号）とする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。